

エア―遊具運営の注意確認書 ~お客様による運営~

いつも弊社をご利用頂きまして誠に有難うございます。

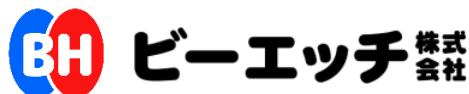
この度のエア―遊具の設営・解体につきましては弊社にて行いますが、運営は御社で行なうこととなっております。

近年、全国的にエア―遊具使用による事故が増えています。弊社では、これまでにない事故を、これからも防ぐためにも、下記注意事項を必ず遵守頂いております。『安心』かつ『安全』に『正しく』ご利用下さいますようお願い申し上げます。

■エア―遊具使用上の注意事項

- 【1】組み立てる前に周囲に人が居ないことをよく確認し、仕切られた環境下で送風を開始し、空気を抜く場合も同様に作業にしてください。
- 【2】設置を始める前に、予め天気予報などを確認し、悪天候が予想される場合は、利用をお止めください。
- 【3】急に悪天候になりそうな場合は、即時中の人を外に出し、発電機、送風機を停止し、撤去してください。
- 【4】停電など、送風機が突然停止する場合は想定し、中の人を即時外に出せるよう注意し、送電部や送風機の送風部は定期的にチェックをして下さい。
- 【5】運営中は、遊具が無人の状態にならないようお願いいたします。
- 【6】風速8M以上の場合、ただちに使用を中止して下さい。
- 【7】風速10M以上の場合、ただちに中止すると共に、弊社へご連絡をお願いいたします。
状況により、継続及び撤収の判断をさせていただきますので、速やかに弊社までご連絡をお願いいたします。
- 【8】商品・関連備品に異常を感じた場合は、速やかに弊社までご連絡をお願いいたします。
- 【9】電源は、負担のかからない環境下でご準備をお願いいたします。
- 【10】先の尖ったもの(アクセサリ―・髪留め・小銭など)を身に付けたご利用はお止めください。
※破損時は別途修理代をご請求させていただきます。
- 【11】遊具の中には、5分以上滞留しないようにしてください。連続で遊ぶ場合10分間休憩を取ってください。

上記の注意事項をご確認のうえ、右記の欄にご記入をお願い致します。
尚、上記注意事項並びにJIPSA(一般社団法人 日本エア遊具安全普及協会)安全運営の10ヶ条(別紙)を怠って起きた事故に関しまして、弊社は一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。



お問合せ・緊急のご連絡先 ☎022-236-0050

お客様確認欄

上記内容を確認致しました。

20 年 月 日

法人・団体名:

ご担当者様名:

印

安全運営の10カ条 (改訂 ver4. 2020.02)

1. エア遊具の使用運営にあたっては、エア遊具の規模・形状・設置数、運営条件、メーカーのマニュアル等を十分考慮し、利用者の状況把握・安全管理に必要な人数の運営スタッフを配置しましょう。
また、配置する運営スタッフには、適宜教育研修を実施し、エア遊具の安全な取り扱いについての知識・技能の習得に努めましょう。
尚、イベントで使用する場合、または、屋外設置の場合は、最低下記人数の運営スタッフをつけましょう。
・遊具1体につき最低1人
・ただし、高さ4.5m以上の滑り台型遊具については、1体につき最低2人
2. 運営スタッフは、入退場のゲストコントロール、運営中の内部監視、エア遊具周辺の外部監視が行われるように適切に配置しましょう。
3. 利用制限（身長制限または年齢制限など）をよく理解し、徹底しましょう。
4. エア遊具ごとの定員を確認、定員管理を徹底しましょう。
5. プレイ時間をよく理解し、時間管理を徹底しましょう。
6. 入場前の子どもたちに、エア遊具の遊び方、禁止行為などしっかり説明しましょう。
7. 始業前点検リストに沿って、ひとつひとつの点検項目をしっかり確認、安全な遊具環境を用意しましょう。
8. ダクト抜け、送風機の吸気口のゴミ詰まりなど、空気の供給ラインに異常がないか、運営中は常に注意を払いましょう。
9. 停電、電源ブレーカー遮断、コンセント抜けなど、電源の供給ラインに異常がないか、運営中は常に注意を払いましょう。

10. 屋外設置の場合では、風速計を必ず取り付け、風速基準に沿った運営をしましょう。
また、転倒：浮き上がり防止のため、メーカー所定のウェイトまたは杭を必ず使いましょう。
さらに、当該地域において気象庁発表の注意報、警報が発令されていないことを確認しましょう。
ただし屋内設置の場合においても、横転等のリスク防止のために、固定に必要と判断する個数、重さのウェイトを必ず取り付けましょう。

当協会が定める風速基準のガイドラインは、下記となっています。

「運営注意」：瞬間風速 8m/s を超えた場合

いつでも運営を中止できるように準備しながら運営。気象情報のリアルタイムでの入手に努め、現場の気象条件の急激な変化（黒い雲の発生、気温の低下、雷鳴など）に注意する。

「運営注意」の状態で、黒い雲の発生、気温の低下、雷鳴などの気象条件の変化が認められたら、速やかに下記の「運営中断」の処置をとる。

「運営中断」：瞬間風速 10m/s を超えた場合

エア遊具の利用者を速やかに遊具外に退場させ運営を中断する。

エア遊具は空気を抜いた状態で保護または撤収する。

「運営再開」：下記の条件を総合的に判断して決定

- 1) 連続した10分間で、10m/sを超える瞬間風速が観測されないこと。
- 2) 当該地域に強風、雷、などの注意報、又は竜巻注意情報が発令されていないこと。
また、今後も発令の可能性が極めて低い状況であること。
- 3) 当該現場にて、急激な気象の変化（黒い雲の接近、急激な気温低下、雷鳴など）が確認されないこと、あるいはそれらの状態が解消されたこと。

- 1) 本ガイドライン1に記載の教育研修の機会としては、本協会主催の下記講習会および資格認定講習会等が活用できる。

- ・エア遊具安全講習会
- ・エア遊具管理士認定講習会

- 2) 本ガイドライン7に記載の始業前点検リストとしては、本協会推奨の下記リストが活用できる。

- ・点検リスト Ver.1 (<http://jipsa.org/pdf/list.pdf>)

- 3) 本ガイドライン10に記載のメーカー所定のウェイト・くいについては下記事項に十分配慮の上使用すること。

- ・ウェイト・くいの設置においては具体的な重り・くいの位置・個数・重さ・設置方法等を指定した設置マニュアルを個別遊具ごとに整備し、現場担当者へ教育・研修すること。
- ・運営事業者がメーカー（製造事業者又は輸入事業者）からエア遊具を購入又はレンタルする場合は、当該マニュアルの整備されたエア遊具を選定すること。